

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)

「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。
お申し込み前に必ずお読みください。

CXWL 通信販売用



ご契約に際しての重要事項

- 契約概要 1
- 注意喚起情報 10

■ その他ご確認いただきたい事柄

- ・ 対象となるガンの定義／ガンの診断確定... 19
- ・ ご契約のお手続きについて 19
- ・ 用語の説明 20

ご契約に際しての重要事項

契約概要

終身ガン治療保険

ご契約前に必ずよくお読みください。

「契約概要」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解いただくため、特にご確認いただきたい情報を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

また、「注意喚起情報」も必ずあわせてご確認ください。

代表事例を用いて説明しています。

契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、その概要や代表事例を示しています。支払事由や給付に際しての制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明については、**後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」**に記載していますのでご確認ください。

また、個別の具体的な数値などについては、「パンフレット」、「設計書」、「申込書」などでご確認ください。

記載の内容は2019年1月現在のものです。

1

商品の特徴

責任開始日以後に、診断確定されたガン(悪性新生物および上皮内新生物)による所定の治療(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療)を受けたときの保障について準備できる、終身タイプの商品です。

また、各種特約を付加することにより、ガンと診断確定されたときの一時金やガンによる所定のホルモン剤治療やガンの治療を目的とした通院、さらにガンにより先進医療による療養を受けたときの保障などを追加できます。

※ この保険においてガンとは、悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

以下は代表的な事例です。お申し込みいただく内容については、パンフレット、設計書、申込書などをご確認ください。
 特約については、契約された特約のみ給付金の支払対象となります。

ご契約例

主契約	終身ガン治療保険(健康支援給付金特則なし) 支払限度の型:5回型 ガン治療給付金額:100万円		
特約	終身ホルモン剤治療給付特約 ホルモン剤治療給付金額:30万円 終身ガン通院サポート給付特約 ガン通院サポート給付金日額:5,000円 終身ガン診断給付特約(悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則付) ガン診断給付金額:50万円 終身ガン入院給付特約(2013) ガン入院給付金日額:5,000円		
被保険者	契約年齢40歳男性	保険料の払込方法(経路)	口座振替
保険期間	終身	保険料の払込方法(回数)	月払
保険料払込期間	終身(全期払)	保険料	4,813円

責任開始日以後に診断確定されたガン(悪性新生物および上皮内新生物)を保障します。

保障内容の詳細については、[4目主な保障内容\(主契約・特約\)について](#)を参照ください。



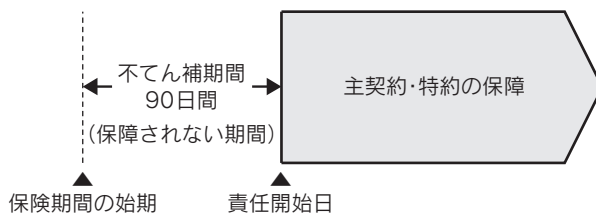
* 保険期間の始期以後であっても保障されない期間をいいます。

上記の他にも付加できる特約があります。各特約の詳細は、[5目主な保障内容\(特約\)について](#)を参照ください。

3 保障(責任)の開始について

保険期間の始期(第1回保険料の領収^(*))または告知のいずれか遅い時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日から保障を開始します。

* クレジットカードによるお支払いの場合、当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料を領収したものとします(クレジットカードはお取り扱いできない場合もありますのであらかじめご了承ください)。



責任開始日前のガン診断確定による無効

責任開始日前までにガンと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となります。なお、告知以前にガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者が知っていたときは、既払込保険料はお返ししません。

4 主な保障内容(主契約)について

支払事由・支払額

主契約	名称	支払事由	支払額
終身ガン治療保険	ガン治療給付金 悪性新生物治療給付金	責任開始日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的に下記①②のいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術 ^{(*)1} 、放射線治療 ^{(*)2} 、または抗がん剤治療 ^{(*)3} を受けたとき ^{(*)4} ②最上位の進行度を示す病期 ^{(*)5} と診断され、その日以後に入院または通院をしたとき	ガン治療給付金額
	ガン治療給付金 上皮内新生物治療給付金	責任開始日以後に、診断確定された上皮内新生物の治療を目的に、公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療 ^{(*)2} 、または抗がん剤治療 ^{(*)3} を受けたとき ^{(*)4}	ガン治療給付金額の50%

* 1 悪性新生物治療給付金における所定の手術には、造血幹細胞移植も含まれます。

* 2 放射線治療には、電磁波温熱療法も含まれます。なお、血液照射は除きます。

* 3 抗がん剤治療には、ホルモン剤治療は含まれません。

* 4 所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療には、先進医療など支払対象にならない治療があります。

* 5 最上位の進行度を示す病期とは、例えば、胃ガン・乳ガンの場合はTNM分類のⅣ期、悪性リンパ腫の場合はAnn Arbor分類のⅣ期、慢性リンパ性白血病の場合はRai分類のⅣ期およびBinet分類のC期などをいいます。

なお、病期分類がないガンの種類は②に該当しません。詳細は 約款 を参照ください。

※ 対象となるガンについては、 19ページ「対象となるガンの定義」 または、 ご契約のしおり・約款 をご覧ください。

支払限度

給付金名	支払限度の型	支払限度
悪性新生物治療給付金(*6)	5回型	1年に1回を限度に、 支払事由に該当するたびに通算5回まで
	10回型	1年に1回を限度に、 支払事由に該当するたびに通算10回まで
上皮内新生物治療給付金(*6)	5回型	1年に1回を限度に、 支払事由に該当するたびに通算5回まで
	10回型	1年に1回を限度に、 支払事由に該当するたびに通算10回まで

*6 ガン治療給付金の種類(悪性新生物治療給付金・上皮内新生物治療給付金)が異なる場合には、1年を経過していても支払事由に該当すればそれぞれの治療給付金をお支払いします。

※ 主契約の保険料払込期間中に、悪性新生物治療給付金および上皮内新生物治療給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。

健康支援給付金について

[主契約に健康支援給付金特則を付加した場合]

特則	名称	支払事由	支払額
健康支援給付金特則	健康支援給付金	健康支援給付金支払基準日(*7)の前日末に生存しているとき ただし、90歳となる契約応当日の翌日以後は健康支援給付金の支払はありません	ガン治療給付金額の5%

*7 契約日から5年ごとの年単位の契約応当日となります。

※ 保険期間の途中でこの特則の付加や解約はできません。

死亡保険金について

- 保険料払込期間が終身の場合(全期払)、死亡保険金はありません。
- 保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)、保険料払込期間満了後に死亡された場合には、保険料払込期間満了後死亡保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額
保険料払込期間満了後死亡保険金	保険料払込期間が満了する日の翌日以後に死亡したとき	ガン治療給付金額の10%

主な保障内容(特約)について

特約については、契約された特約のみ給付金などの支払対象となります。

各特約の詳細については、[目録 ご契約のしおり・約款](#) を参照ください。

※ 対象となるガンについては、[19ページ「対象となるガンの定義」](#) または、[目録 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

※ 主契約が解約その他の事由により消滅した場合には、各種特約も消滅します。

特約	名称	支払事由	支払額
終身 ホルモン剤 治療給付特約 (*1)	ホルモン剤 治療給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的に公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤治療(*2)を受けたとき	ホルモン剤治療給付金額 支払限度: 1年に1回を限度に、 支払事由に該当するたびに通算 10回まで
終身ガン 通院サポート 給付特約	ガン 通院サポート 給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として通院(*3)したとき(*4) ただし、診断確定された日以後の通院に限ります	ガン通院サポート給付金日額 ×通院日数 支払限度: ガン通院サポート給付金支払基準 期間(*5)ごとに支払日数60日を 限度(通算支払限度なし)
終身ガン 入院給付特約 (2013)	ガン 入院給付金	(入院日数が入院1回(*6)につき60日まで) この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として入院したとき	入院1回につき ガン入院給付金日額×入院日数 支払限度: 60日を限度
	ガン 長期入院 給付金	(入院日数が入院1回(*6)につき61日目から) この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として入院し、その入院日数が61日以上であるとき	入院1回につき (ガン入院給付金日額)×2 ×(入院日数-60日)

*1 ホルモン剤治療給付金が支払限度に達したとき、この特約は消滅します。

*2 支払対象にならないホルモン剤治療があります。

*3 通院とは、医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院は該当しません。

*4 被保険者が同一の日に2回以上ガン通院サポート給付金の支払事由に該当する通院をした場合は、1回の通院とみなして取り扱い、ガン通院サポート給付金は重複してお支払いしません。

*5 契約日または支払限度基準日(主契約の年単位の契約応当日)からその直後に到来する支払限度基準日の前日までの期間です。

*6 被保険者がガン入院給付金またはガン長期入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一のガンによるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金またはガン長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなし、入院日数が60日まではガン入院給付金をお支払いします。

特約	名称	支払事由	支払額
終身ガン診断給付特約	悪性新生物診断給付金	(悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則を付加しない場合) 次のいずれかに該当したとき [初回] この特約の責任開始日以後に、この特約の責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき [2回目以降] 前回の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始したとき (悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則を付加した場合) この特約の責任開始日以後に、この特約の責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき	ガン診断給付金額 支払限度: (悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則を付加しない場合) 2年に1回を限度(*7) (通算支払限度なし) (悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則を付加した場合) 保険期間を通じて1回を限度
	上皮内新生物診断給付金	次のいずれかに該当したとき [初回] この特約の責任開始日以後に、この特約の責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物と診断確定されたとき [2回目以降] 前回の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき	ガン診断給付金額の50% 支払限度: 2年に1回を限度(*7) (通算支払限度なし)

*7 ガン診断給付金の種類(悪性新生物診断給付金・上皮内新生物診断給付金)が異なる場合には、2年を経過していても支払事由に該当すればそれぞれの診断給付金をお支払いします。

悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則について

終身ガン診断給付特約に「悪性新生物診断給付金1回のみ支払特則」を付加することで、保険期間を通じて悪性新生物診断給付金の支払いが1回のみ限定されます。

終身ガン診断給付特約には、この特則が付加される場合の保険料率が適用されます。

この特約の保険期間の途中でこの特則の付加や解約はできません。

特約	名称	支払事由	支払額
ガン先進医療給付特約(2013)	ガン先進医療給付金	この特約の保険期間中に、この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンを直接の原因として、所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 支払限度: 通算支払限度2,000万円(*8)(*9)
	ガン先進医療支援給付金	この特約の保険期間中に、ガン先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料相当額の20% 支払限度: 1回の先進医療につき 100万円を限度(*10)

※ 当社の先進医療の特約には、**重複してご契約いただくことはできません。**

*8 更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなして支払額を通算します。

*9 ガン先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

*10 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療とみなします。

・**先進医療** … 公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消などの理由により、先進医療ではなくなっている療養は除きます。



先進医療を受けるには適応症などの要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。先進医療を実施している医療機関は限定されています。最新の情報は厚生労働省のホームページを参照ください。

・**評価療養** … 将来的に公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。

・**療養** …… 診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

■ ガン先進医療給付特約(2013)の保険期間と更新について

この特約の保険期間は定期です。この特約の保険期間満了の日の2週間前までに、更新しない旨のお申し出がない場合には、この特約は更新されます。

更新の限度はありません。

ただし、次の場合にはこの特約は更新されません。

- ・ 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- ・ 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

▶ **終身ガン保険料払込免除特約(2013)が付加されていて、保険料の払込免除事由に該当した場合、この特約も保険料払込免除のうえ更新します。**

※ 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合(短期払)

ガン先進医療給付特約(2013)の更新は主契約の保険料払込期間満了までの取り扱いとなりますが、ガン先進医療給付特約(2013)に「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」を付加し適用することにより、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に、無告知でガン先進医療給付特約(2013)を再度付加し、ガンにかかわる先進医療に関する保障を継続させることができます。

[再度付加するガン先進医療給付特約(2013)(以下、新特約)の取り扱いについて]

- ・ 新特約の保険料は、付加時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は、新特約の付加は取り扱いません。
 - ① 付加する時において、主契約が失効しているとき
 - ② 付加する時において、会社が新特約の締結を取り扱っていないとき
- ・ 新特約の保険料は、**原則、年払(団体扱いの場合など、取り扱いが異なることがあります)により、継続して払い込むことが必要となります。**
- ・ 支払限度などの規定の適用に際しては、主契約の保険料払込期間満了日までに付加されているガン先進医療給付特約(2013)(旧特約)と新特約の保険期間は、継続したものとみなします。

特約	名称	支払事由	支払額
終身 女性特定ケア 給付特約 (*11)	女性特定ケア 給付金	この特約の責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として次のいずれかの所定の手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②卵巣観血切除術 ③子宮観血切除術	手術1回につき 女性特定ケア給付金額 支払限度: 乳房観血切除術は2回を限度 卵巣観血切除術は2回を限度 子宮観血切除術は1回を限度
	乳房再建術 給付金	この特約の責任開始日以後に、女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房に対して所定の乳房再建術を受けたとき	手術1回につき、 女性特定ケア給付金額 支払限度: 女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術に対して1回を限度

※ レーザー蒸散術など、支払対象にならない手術があります。支払対象となる手術については「**目録 約款**」をご確認ください。

* 11 女性特定ケア給付金および乳房再建術給付金の支払回数が各手術についていずれも支払限度に達したとき、この特約は消滅します。

特約	保険料払込免除の事由
終身ガン 保険料 払込免除特約 (2013)	この特約の責任開始日以後に、主契約の被保険者が責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料(特約保険料を含みます)の払い込みは免除されます ※上皮内新生物は対象外となります

※ この特約は契約締結時のみ付加できます。

※ この特約が付加された場合、主契約および付加されている特約(この特約を除きます)には、この特約が付加された場合の保険料率が適用されます。その保険料率には、この特約の保険料が含まれています。

特約	概要
給付金 代理請求特約	被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます なお、この特約の付加に際しては被保険者の同意が必要です

● 代理請求人の範囲

代理請求人は以下のいずれかの方です。

- ▶ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ▶ 被保険者に配偶者がいない場合は、被保険者の直系血族または被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族の1人

6

保険金・給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。

以下の事例以外にも保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

詳しくは  **ご契約のしおり** を参照ください。

支払事由に該当しない場合

〈例〉● 責任開始日前までにガンと診断確定されていた場合、その事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となります。

- いわゆる「前癌状態」の疾病(白板症などガンの診断確定には至っていない状態)の場合、ガンの給付金(ガン治療給付金など)はお支払いできません。
- 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL02(内分泌療法)に分類される所定のホルモン剤による治療の場合、主契約のガン治療給付金はお支払いできません。(*1)(*2)
- 所定の先進医療による療養の場合、主契約のガン治療給付金はお支払いできません。(*1)(*3)
- 大腸癌によく見られる、深達度がm(癌が粘膜内にとどまっている状態)の場合、特約の悪性新生物診断給付金はお支払いできません。(*4)

*1 最上位の進行度を示す病期で、悪性新生物治療給付金の支払事由に該当したときは、悪性新生物治療給付金の保障対象となります。

*2 終身ホルモン剤治療給付特約を付加している場合、ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当したときは、ホルモン剤治療給付金の保障対象となります。

*3 ガン先進医療給付特約(2013)を付加している場合、ガン先進医療給付金などの支払事由に該当したときは、ガン先進医療給付金などの保障対象となります。

*4 上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したときは、上皮内新生物診断給付金の保障対象となります。

免責事由に該当する場合

(保険料払込期間満了後死亡保険金がある場合)

〈例〉● 保険期間の始期(復活が行われた場合には、最後の復活の時)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡

- 契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡

7

解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金(健康支援給付金特則を付加した場合は、この特則に対応する部分を除きます^(*))はありません。

なお、保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)で、保険料払込済後に解約したときには、ガン治療給付金額の10%と同額の解約返戻金があります。^(*)

*主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間などにより計算され、また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。

- 特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金がありません。

8

その他

ご契約上の注意など

- 契約者配当はありません。
- 高度障害保険金はありません。
- 当社の定める取り扱いの範囲内で保険料の前納ができます。
- 保険料の自動振替貸付および契約者貸付の取扱いはありません。

ご契約前に必ずよくお読みください。

「注意喚起情報」には、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。また、「契約概要」も必ずあわせてご確認ください。なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

記載の内容は2019年1月現在のものです。

この保険の内容について、特にご確認ください事項

解約返戻金についてご確認ください

主契約は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には解約返戻金（健康支援給付金特則を付加した場合は、この特則に対応する部分を除きます^(*)）はありません。

なお、保険料払込期間が保険期間と異なる場合（短期払）で、保険料払込済後に解約したときには、ガン治療給付金額の10%と同額の解約返戻金があります。^(*)

* 主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間などにより計算され、また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。

特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。

ご契約にかかわる制度やお取り扱いについて

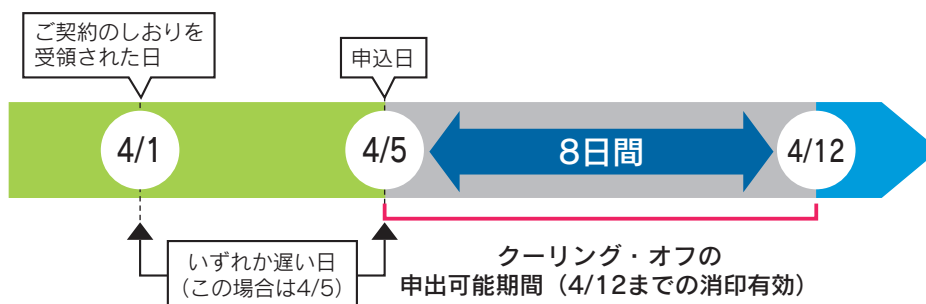
1 8日以内であれば、クーリング・オフ（お申し込みの撤回など）ができます

制度の内容

ご契約のお申し込み後一定期間内であれば、申込者などによる書面の発信により、お申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。この場合、払い込みいただいた金額は申込者などにお返しします。

対象期間

お申し込みの撤回などが可能な期間は、申込日またはクーリング・オフ（お申し込みの撤回など）制度を記載した書面（ご契約のしおり）を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**となります。



申出方法

お申し込みの撤回などをする場合は、必要事項を記載した書面を下記までご郵送ください。

〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
メットライフ生命保険株式会社 新契約 クーリング・オフ受付担当

必要事項
<記載例>

20XX年X月X日に申し込んだ保険契約の申し込みを取りやめます。
契約者氏名(自署*): 生保 太郎
被保険者氏名: ^{セイホ}生保 ^{タロウ}太郎
生年月日: 19XX年12月12日
住所: ○県○市○町○-○-○
日中の連絡先: ○○○-○○○○-○○○○
証券番号: ○○○○○○○○○○
保険種類: ○○保険
返金先口座: ○○銀行○○支店 普通○○○○○○○
口座名義人: セイホ タロウ

* 申込書に契約者印の押印がある場合は、自署にかわり、契約者氏名の記名・押印(申込書と同一印)でも可

適用除外

次の場合には、お申し込みの撤回などを行うことができません。

- ・ ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
- ・ 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ・ 契約者が法人である保険契約の場合

※詳しくは、[📖 ご契約のしおり▶クーリング・オフ制度\(お申し込みの撤回など\)](#) をご覧ください。

正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

事実を正しく告知ください(告知義務)

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、**被保険者の方などには健康状態などについて正しく告知をしていただく義務(告知義務)があります。**
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねすることについて、**ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**
- 告知受領権は生命保険会社(会社所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人・生命保険面接士は告知受領権がなく、**生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

申込内容や告知内容についての確認

ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けたものが申込内容や告知内容について確認させていただくことがあります。

過去に傷病歴などがある方へ

過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割り増しや保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、当社では、保険料は割り増しされていますが通常の保険よりも引受基準を緩和もしくは引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、**保険期間の始期の属する日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。**この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。また、ご請求が保険期間の始期の属する日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。**ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。**この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば、契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。**保険期間の始期の属する日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取り消しとなる場合があります。**取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。**

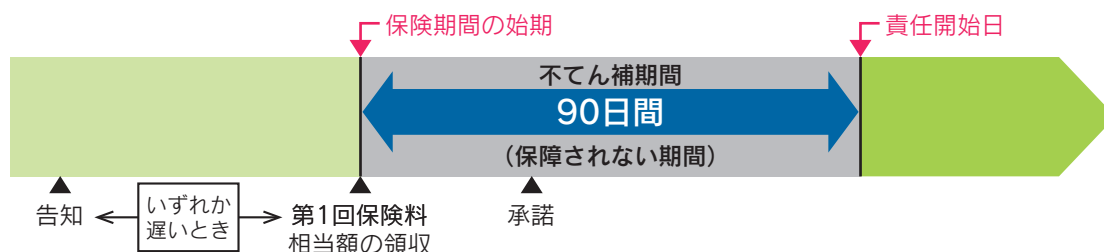
※告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。

ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

3

保障を開始する時期についてご確認ください (責任の開始)

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、保険期間の始期(第1回保険料相当額の領収または告知のいずれか遅い時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、その日から保障を開始します(責任開始)。



- クレジットカードによるお支払いの場合は、当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料を領収したものとします(クレジットカードはお取り扱いできない場合もありますので、あらかじめご了承ください)。
- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金・給付金などをお支払いできない場合があります

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。保険商品により異なりますので、詳しくは **目録 約款** でお確かめください。また、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてのより詳しい説明は、当社のホームページまたは **目録 ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■ 支払事由に該当しない場合

責任開始日(保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前までにガンと診断確定されていた場合、ご契約は無効となります。

■ 免責事由に該当した場合

3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

■ ご契約の失効の場合

保険料の払い込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

■ 詐欺による取り消しに該当する場合

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

■ 不法取得目的による無効の場合

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをされたとき

■ 告知義務違反による解除に該当する場合

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

重大事由による解除の場合

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき

〈例〉

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂も含みます)
- 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき(未遂も含みます)
- 他の保険契約との重複により、被保険者にかかる給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- その他上記と同等の重大な事由があったとき

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。


上記に該当する場合でも、保険金・給付金などをお支払いできること(*3)や、解約返戻金などをお支払いできることがあります。

*3 責任開始時前に発病した疾病について、当社がその疾病を告知により知っていた場合や、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかった場合など

5

支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

お支払いに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの**支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども**、すみやかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや  **ご契約のしおり・約款** にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

カスタマーサービスセンター **0120-881-796**

受付時間 月～金：9:00～20:00、土：9:00～18:00(年末年始および祝日除く)

電話をおかけになる際には、番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

複数の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**同時に複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがあります**ので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

給付金などの代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されますと、被保険者が受取人となる給付金などや被保険者と契約者が同一人の場合の保険料払込免除を請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、この特約の付加に際しては被保険者の同意が必要です。
- 給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

※詳しくは、[8ページ](#) および [目録](#) **ご契約のしおり** をご覧ください。

6

保険料の払い込みがなく払込猶予期間を過ぎた場合、ご契約は失効します

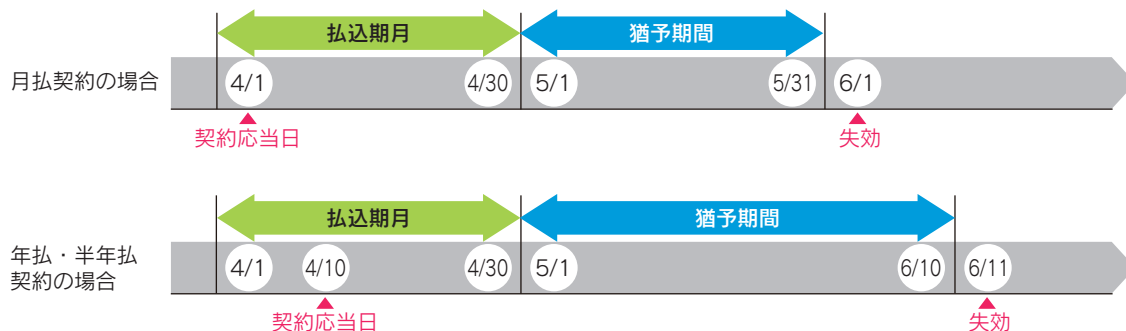
保険料の払込期日

保険料は払込期月(保険料を払い込みいただく月)内に払い込みください。

払込猶予期間およびご契約の失効

- 払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、一定の払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに保険料の払い込みがないときは、**ご契約は効力を失います(失効)**。
- 保険商品によっては、失効されたご契約でも解約請求することで解約返戻金をお支払いできる場合があります。

【例：払込期月と払込猶予期間】



ご契約の復活

失効されたご契約でも、失効後3カ月以内であればご契約の復活を請求することができます。復活の請求に際しては告知と復活に必要な保険料の払い込みが必要です。ただし、被保険者の**健康状態などによっては復活できない場合があります**。

詳しくは、[目録](#) **ご契約のしおり** をご覧ください。

7

解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります

解約返戻金と払込保険料の合計額との関係

生命保険では、払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は保険金・給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な費用にあてられます。したがって、ご契約を保険期間の途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類などにより異なる解約返戻金額

- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・経過期間などによって異なります。特に、ご契約後短時間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の支払水準を低く設定しているものがあります。

※この商品の解約返戻金については、[この保険の内容について、特にご確認いただきたい事項](#) をご覧ください。

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払のご契約を解約された場合

払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料(未経過期間保険料)があるときには、契約者にお返しします。

8

現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、新たなご契約をお引き受けできない場合や、告知義務違反などにより新たなご契約が解除・取り消しとなり保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

9

保険会社間での契約情報を共同利用しています (支払査定時照会制度)

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

10

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額 などが削減されることがあります (生命保険契約者保護機構)

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を (一社)生命保険協会でお受けしています (指定紛争解決機関)

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(一社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

1 利用目的について

メットライフ生命保険株式会社(以下「当社」といいます)は、お客さまの個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほか利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は個人番号を番号法にもとづき支払調書などにお客さまの個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

2 ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

当社は生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴などの要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。これらの情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人(当社代理店を含む)に提供することがあります。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、当社は海外を含む再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります(再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。また、保険金・給付金などのご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3 外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、メットライフグループ各社で共同利用する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑦その他法令に根拠がある場合

その他詳細および最新情報は当社ホームページwww.metlife.co.jpに記載しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください	この保険はメットライフ生命の「保険種類のご案内」に記載されている【疾病・医療保険】です。
生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ 当社の生命保険業務に関する 質問、相談、ならびに苦情について	お問い合わせ先 0120-361-777 (月～金9:00～20:00 / 土・日・祝 9:00～18:00) 携帯電話からもご利用いただけます。
生命保険募集人について	当社の担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問い合わせください。 [お問い合わせ先]お客さま相談室 TEL 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00/年末年始および祝日除く)
引受保険会社	メットライフ生命保険株式会社 〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3 当社の情報については下記ホームページをご覧ください。 http://www.metlife.co.jp/about/

その他ご確認いただきたい事柄

対象となるガンの定義／ガンの診断確定

●対象となるガンの定義

- 対象となるガン(「悪性新生物」・「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」の分類によるものとします。また、対象となるガン(「悪性新生物」・「上皮内新生物」)は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁性状コードが下記のものとなります。

第5桁性状コード	
悪性新生物	／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
上皮内新生物	／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

- ▶対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「ガン」)については、[目録ご契約のしおり・約款](#)を参照ください。

【悪性新生物について】

- 悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM 悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)において、病期分類が0期に分類されている病変は含みません。

- 上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

【上皮内新生物について】

- 上皮内新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM 悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)において、病期分類が0期に分類されている病変を含みます。
- 上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物に該当します。
- 大腸癌によく見られる、深達度がm(癌が粘膜内にとどまっている状態)の場合、悪性新生物ではなく上皮内新生物に該当します。

- ▶いわゆる「前癌状態」の疾病(例えば白板症など)はガンの診断確定には至っていないため、支払対象とはなりません。

●ガンの診断確定とは

- 悪性新生物……病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によって診断確定されたものであることを要します。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めます。
- 上皮内新生物……病理組織学的所見により医師の資格を持つ者によって診断確定されたものであることを要します。

ご契約のお手続きについて

■申込書・告知書

申込書は保険会社との契約内容を取り決めるものです。

また、告知書は当社がご契約のお引き受けの諾否および条件を判断するためのもので、ともに大切なものです。

●申込書

内容を十分お確かめのうえ、契約者・被保険者ご自身で必要事項についてお知らせください。

現住所は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)お知らせください。

●告知書

保険金・給付金などの支払事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち、当社が質問した事項についてお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確に告知いただいたうえ、署名をお願いします。

■保険証券

ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券を契約者にお送りします。

保険証券は契約成立の証(あかし)ですので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合、保険証券を発行します。

- 保険証券に記載された内容がお申し込みの際のものとは違っていないか、もう一度よくお確かめください。もし、内容が相違していたり、不明な点などがありましたら、当社または担当者までご連絡ください。

- 保険証券は、保険金請求などのお手続きの際に必要となります。大切に保管してください。

■申込内容などの確認について

お申し込みいただいた保険契約についてお問い合わせいただく場合は、契約者または被保険者ご本人様に限定させていただきます。

申込書・告知書の内容について確認を行う必要がある場合は、当社より申込書については契約者ご本人様、告知書については被保険者ご本人様へ確認させていただきます。

なお、電話で確認をさせていただく際、契約者ご本人様が不在の場合で、同居の家族の方が保険申込について了知されている場合には、申込書について同居の家族の方へ確認させていただく場合がございます(告知書についての確認を除きます)。

用語の説明

か行	【解約】 保険期間の途中で、契約者が保険会社に申し出て契約を将来に向かって消滅させることです。 【解約返戻金】 契約を解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです。 【給付金】 被保険者が入院や手術をされたときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。 【契約応当日】 保険期間中の、契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日とは、例えば、契約日が8月1日の場合は、毎年の8月1日となります。また、月単位あるいは半年単位の契約応当日とは、それぞれ各月・半年ごとの契約日にあたる日をさします。例えば、契約日が8月1日のとき、月単位の場合は毎月1日、半年単位の場合は2月1日と8月1日となります。 【契約者】 保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。	た行	【通院】 医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。 【特則】 主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定(約束事)のことです。 【特約】 主契約の契約内容に追加・変更を行う特別の約定(約束事)のことです。	は行	【保険期間】 契約が有効な期間をいいます。終身(被保険者が死亡するまでと定めるもの)と定期(一定期間で、○年間と定めるもの(年満了)または○歳までと定めるもの(歳満了))があります。歳満了の場合、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日となります。 【保険金】 被保険者の死亡や高度障害、保険期間が満了したときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。 【保険料払込期間】 保険料を払い込む期間をいいます。保険期間と保険料払込期間が同一の場合を全期払といい、また特に保険期間が終身の場合には終身払ともいいます。保険期間と保険料払込期間が異なる場合を短期払といい、払込年数で定めるものと保険料払込期間満了時の被保険者の年齢で定めるものがあります。
な行	【入院】 医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(*)に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	は行	【被保険者】 保険の保障の対象となっている人のことです。 【不てん補期間】 保険期間の始期以後であっても保障されない期間をいいます。 【不慮の事故】 急激かつ偶発的な外来の事故のことをいい、疾病を原因として発生したものは含みません。 また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。	ま行	【免責事由】 約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合のことです。
さ行	【支払事由】 約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合のことです。 【主契約】 約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。(参考:特約) 【責任開始】 契約の保障が開始されることを責任開始といいます。その時を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。	や行	【約款】 保険会社があらかじめ定めた契約内容のことです。普通保険約款と特約条項があります。		

*「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
- (2) 上記の場合と同等の日本国外にある医療施設

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
0120-361-777